

## 公益認定の基準

定款の内容が「法人法」及び「認定法」に適合するものであること。

認定法第5条各号に掲げる基準(主なものは下記)に適合すること。計18項目

|                      |   |
|----------------------|---|
| 経理的基礎を有すること。         | 財務状況が健全であること。<br>経理事務の精通者等により適切な情報開示がなされていること。        |
| 技術的能力を有すること。         | 技術や専門的能力を持つ人材、設備等の能力を有すること。                           |
| 特別の利益を与える行為を行わないこと。  | 社員や理事などの法人の関係者、営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはならないこと。        |
| 収支相償であること。           | 公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えないこと。              |
| 公益目的事業比率が50%以上であること。 | 公益目的事業に要する実施費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合が50%以上であること。        |
| 遊休資産が制限を超えないこと。      | 法人の純資産額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額が、1年分の公益目的事業費相当額を超えないこと。 |